(九)　公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることとした。（第一〇条の一五関係）

(一〇)　公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき、公益上やむを得ない必要が生じたとき等の場合には、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができることとした。（第一〇条の一六関係）

8　職員の派遣等についての配慮

国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとすることとした。（第一八条の二関係）

9　民間資金等活用事業推進会議

内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議を設置し、基本方針の案を作成すること、関係行政機関相互の調整をすること等の事務をつかさどることとした。（第二〇条の二及び第二〇条の三関係）

10　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

◇**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第五八号）（総務省）

一　電気通信事業法の一部改正関係（第一条関係）

1　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務を子会社に委託する場合、当該委託に係る業務に関し反競争的行為が行われないよう、当該業務の委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないこととした。

2　総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から電気通信業務又はこれに付随する業務の委託を受けた子会社が反競争的行為を行っていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該委託を受けた子会社による反競争的行為を停止又は変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

3　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営等を行う専任の部門を置く等当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならないこととした。

4　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、1及び3の遵守のために講じた措置及びその実施状況を、総務大臣に報告しなければならないこととした。

5　その他規定の整備をすることとした。

二　日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係（第二条関係）

1　日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、あらかじめ、必要な事項を総務大臣に届け出ることにより、その目的を達成するために必要な業務を営むことができることとした。

2　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、あらかじめ、必要な事項を総務大臣に届け出ることにより、地域電気通信業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができることとした。

3　その他規定の整備をすることとした。

三　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律**（法律第五九号）（総務省）

1　高度通信施設に、移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であって、学校、病院その他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるものを追加することとした。（第二条関係）

2　独立行政法人情報通信研究機構が行う助成金を交付する業務を廃止し、政府が行う同業務に必要な経費の財源に充てるための費用の補助について併せて廃止することとした。（第六条～第八条関係）

3　この法律は、平成二八年五月三一日までに廃止するものとすることとした。（附則第二条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**電波法の一部を改正する法律**（法律第六〇号）（総務省）

1　電波利用料の料額の見直し関係

(一)　免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

(二)　その他規定の整備をすることとした。

2　特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備関係

(一)　総務大臣は、特定基地局に使用させることとする周波数の全部又は一部を現に当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であって、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を開設指針に定めるものとすることとした。（第一条関係）

(二)　総務大臣は、(一)の期限の満了の日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（以下「終了促進措置」という。）に関する事項を開設指針に定めるものとすることとした。（第一条関係）

(三)　特定基地局を開設しようとする者は、終了促進措置を行う場合にあっては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法を開設計画に記載しなければならないこととすることとした。（第一条関係）

(四)　(一)の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して一〇年を超えない範囲内において総務省令で定めることとすることとした。（第一条関係）

(五)　その他規定の整備をすることとした。

3　その他規定の整備をすることとした。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
